

私立高校の入学金等の負担軽減と専任教員増など教育条件の向上を図るため、
私学助成の増額・拡充を求める意見書

全国の高校生の約3割（新潟県では約2割）が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育に重要な役割を果たしている。

令和8年4月から国の高等学校等就学支援金制度が拡充され、これまであった所得制限が撤廃され、全ての世帯の公立高校生に118,800円の支給と併せて、私立高校生に対しても上限457,200円の支給が行われ、授業料の無償化が実現した。

しかし、私立高校の授業料が無償となっても、それ以外の学費である入学金及び施設設備費等の保護者負担は残されたままとなっている。そのため、無償となった公立高校と比べ学費の格差が依然として広がっている。

高校への進学が当たり前となっている今日、公立でも私立でも学費の心配なく高校で学ぶことができるよう、国と県とがあいまって私立高校学費の無償化を目指すことが求められる。

このため、私立高校の教育条件の維持・向上を図る上で、経常費助成予算の増額が求められる。学校教育現場では教員の長時間勤務が社会問題となり、教員のなり手不足や教員未配置問題も深刻な状況になっている。とりわけ新潟県内の私立高校では、公立との比較において専任教員が不足している状況である。全教員に占める専任教員の割合は、公立が約73%を占めるのに対して、私立は約61%にとどまっている。

私立高校は、それぞれが独自に特色ある教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していくため、専任教員の増員が不可欠である。また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員の増員は欠かせない。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が求められる。

政府及び国会においては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人一人の生徒に行き届いた教育が行えるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 高等学校等就学支援金を私立高校の施設設備費も対象とする制度に拡充すること。
- 2 私立高校の入学金への助成制度を新設すること。
- 3 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

総務大臣 藤井 比早之 殿

財務大臣 片山 さつき 殿

文部科学大臣 関 芳弘 殿
衆議院議長 森 英介 殿
参議院議長 関口 昌一 殿